

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 京浜港監督補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) 他 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(株)ポルテック 東京都中央区京橋一丁目5番8号	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	268,972,000	255,200,000	94.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路監督補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(株)ポルテック 東京都中央区京橋一丁目5番8号	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	166,694,000	158,400,000	95.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路発注補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	47,443,000	44,110,000	93.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路施工状況確認補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	670,472,000	650,100,000	97.0%	
令和7年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修等工事 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R7.4.1～R8.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	169,444,000	154,000,000	90.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路設計・調査資料作成業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	119,581,000	115,940,000	97.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島 航行安全情報管理室 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	63,987,000	63,888,000	99.8%	
令和7年度 川崎港臨港道路建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	24,255,000	23,430,000	96.6%	
令和7年度 京浜港建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.13 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	21,307,000	19,800,000	92.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路主橋梁部昇降施設等実施設計 川崎市川崎区東扇島、水江町 R7.4.9～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.9	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	84,502,000	78,650,000	93.1%	
令和7年度 川崎港臨港道路受電設備等実施設計 川崎市川崎区東扇島 R7.4.10～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.10	(株)オリエンタルコンサルタンツ 神奈川県横浜市中区太田町4丁目55番地	4011001005165	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	14,190,000	11,396,000	80.3%	

(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職 の役員 数	備 考
令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務 横浜市中区本牧ふ頭地先 R7.4.22～R9.2.10 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.22	令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全 措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財 団設計共同体 広島県広島市東区光町二丁目10 番11号	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	79,178,000	78,980,000	99.7%		
令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.5.30～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.5.30	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	36,168,000	35,970,000	99.5%		

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務

本件は、下記の理由により、令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、新本牧地区埋立に伴う環境保全措置として実施する生物共生型護岸に関し、水域環境調査、環境生物調査の実施、調査結果を踏まえた環境保全措置効果の評価を行うものである。

生物共生型構造として護岸に付加する機能の検討においては、今後新たに築造する護岸(防波)東側に反映させるため、調査結果を踏まえて、付加する機能や生息を期待する生物の種類等を明確にし、機能を付加した護岸形状について検討を行う必要がある。

環境保全措置効果の評価においては、生物共生型構造物の設置場所、種類等毎に調査結果の整理を行い、生物の生息場として必要な沿岸域環境条件や効果的な生物共生型構造の形状等について評価を行う必要がある。

よって、港湾構造物の設計知識はもとより、沿岸域環境、生物生態系など総合的かつ高度な知識と経験を有する者から、「生物共生型構造として護岸に付加する機能及び環境保全措置効果の評価の方向性について」技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体 と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港港湾施設施工法検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港における港湾施設の整備にかかる施工方法等の検討及び土質調査業務を行うものである。

事前混合処理工法の施工法検討においては、事前混合処理土の母材となる建設発生土及び購入砂(山砂)の土質試験結果をもとに母材の種類及び設計基準強度ごとに処理土の適切な配合について検討する必要がある。

セル・アーク及びハイブリッドケーソンの製作計画の検討においては、製作の効率化を図ることが可能となるヤードの配置計画や製作計画を検討する必要がある。

防砂シートの施工法検討においては、防砂シートの仕様の検討や異形部及び端部となる箇所施工方法を検討する必要がある。

浚渫の施工法検討においては、本牧ふ頭地区の供用中の岸壁周辺での施工となることから、昼・夜間航行船舶の実態や岸壁の利用状況等の制約条件を考慮し浚渫方法について検討する必要がある。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計知識はもとより、岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、港湾施設の整備における高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

よって、高度な知見と豊かな経験を有する者から、「横浜港の港湾施設の整備にかかる施工方法等の検討を行う上での着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

一般財団法人港湾空港総合技術センターは、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

[illegible]

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並びにその所属する部局の 名 称 及 び 所 在 地	契 約 を 締 結 し た 日	契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 及 び 住 所	法 人 番 号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由(企画競 争 又 は 公 募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再 就 職 の 役 員 数	備 考
令和7年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	1,869,945,000	1,868,900,000	99.9%		
土地賃貸借料(東扇島) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5	6010001008770	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	37,696,296	37,696,296	100.0%		
土地賃貸借料(袖ヶ浦) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(株)ダイトーコーポレーション 東京都港区芝浦2-1-13	7010401016637	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	62,835,300	62,835,300	100.0%		
土地使用料(富津) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渚3-13-34	—	予決令第99条第16号	15,765,120	15,765,120	100.0%		
土地使用料(南本牧) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	3,426,300	3,426,300	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	2,775,000	2,775,000	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その2) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	9,563,400	9,563,400	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その3) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.30	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	—	予決令第99条第16号	6,380,715	6,380,715	100.0%		
土地使用料(富津)(その2) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.5.28	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝渚3-13-34	—	予決令第99条第16号	15,765,120	15,765,120	100.0%		

令和7年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和7年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成30）年12月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年5月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年12月19日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年12月19日付け、港湾政第931号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和2年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件が適切な物件であったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和 7 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和 6 年度 横浜港新本牧地区岸壁(－18m)(耐震)築造工事において方塊ブロックやPC版及びケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HBケーソンの仮置きを行う場所として、3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。